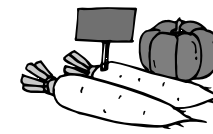


農業委員担当集落一覧表

H18. 7. 1~

地域	委員氏名	住所	TEL	担当集落名
柏原地域	古倉 一郎	小南4	72-0191	北中・小南・室谷・本町・下町沖田・上中町・石田
	上山 貞	南多田870	72-0487	南多田・南多田沖田・下町・東奥
	徳田 義一	母坪115	72-0284	石戸・拳田・大新屋・鴨野・東鴨野・北山・田路・母坪
	常岡 賢太郎	上小倉520	72-2468	上小倉・下小倉・見長・屋敷・新町・古市場
氷上地域	稲継 傳左衛門	中野197	82-0262	清住・中・三方・中野・三原
	三崎 鉄一	谷村33	82-1493	稲畑・新郷・谷村
	金子 康彦	常楽1009	82-0855	上成松・常楽・成松
	足立 豊	柿柴116	82-0231	下新庄・上新庄・大谷・長野・柿柴・柿柴東
	伊藤 武男	氷上262	82-0819	絹山・香良・伊佐口・日比字・鴨内・小谷・氷上・南油良・北油良・棧敷
	梅澤 忠司	石生182-1	82-6354	地頭・石生新町・領町・南町・北野・大崎・横田・市辺・本郷・稲継
	○会長職務代理者 山本 育男	西中489-3	82-1990	黒田・犬岡・西中
	足立 正敏	賀茂733	82-2007	沼・北御油・南御油・井中・北田井・南田井・西田井・田中
前田 義弘	福田154-2	82-0128	上油利・下油利・朝阪・小野・福田・佐野	
青垣地域	芦田 浅己	東芦田1477-1	87-0207	東芦田・田井縄・栗住野
	足立 利雄	山垣942-2	88-0333	中佐治・山垣・遠阪
	田村 堯明	沢野257-3	87-0767	佐治・小倉・森・市原・岩本・寺内・小和田・沢野
	足立 梅則	惣持104	87-5730	桧倉・大名草・大稗・小稗・惣持・文室・稲土
	足立 邦雄	奥塩久105	87-1328	西芦田・口塩久・奥塩久・矢ノ内
春日地域	中道 司康	七日市348	74-2262	多田・七日市・野上野
	近藤 昇	国領758-3	75-1206	東中・国領
	細見 肇	栢野249	75-0097	中山・松森・広瀬・栢野・野瀬
	新才 良男	新才275	74-1391	天王・長見・新才・牛河内・山田
	小山 一夫	黒井1972	74-0852	下野村・木寺・惣山・奥野村・西野々・横町・芝町・小山
	小野 善弘	稲塚624	74-0395	上ヶ町・本町・新町・仲町・西町・杉ノ下・局の里・平松・稲塚・大野・古河
	荻野 千年	棚原1559-1	75-0209	棚原・柚津
	細見 貞夫	上三井庄260-1	75-1481	上三井庄・下三井庄・鹿場
	舟川 芳明	多利978	74-1064	多利・小多利・池尾
	岸部 優男	朝日858	74-1841	朝日・園部・石才・歌道谷・坂・野山
山南地域	○会長 西田 幸男	阿草624-2	78-0624	青田・阿草・上滝・下滝・篠場・畑内・北太田・太田
	笹倉 範久	奥186	77-1780	村森・井原・奥・野坂・南中・岩屋
	石塚 和三	梶513-2	76-0667	和田・小新屋・梶・前川・金倉
	白髭 満	小野尻982	76-1269	若林・富田・小野尻・小畑・西谷・山本・五ヶ野・坂尻
	板野 貢昊	和田1038-4	76-0124	北和田・応地・草部
	足立 繁	谷川1601	77-0097	山崎・谷川
	西垣 昌代	大河169-2	77-0287	大河・池谷・長野・岡本
	藤原 健	大河150-1	77-0089	玉巻・奥野々・金屋・大谷
市島地域	中澤 直温	矢代266	85-0509	谷上・下鴨阪・今中・宮ノ下・段宿・十市・八日市・矢代
	吉見 洋	上垣214-2	85-2107	梶原・上田・市島・上垣・上市・久良部・北岡本
	西畑 勝	東勅使207	85-2030	鴨阪・尾端・酒梨・勅使・東勅使
	長澤 秀司	北奥61	85-1509	端・牧南・牧北・北奥・戸平
	前川 昌蔵	中竹田1169-1	86-0147	友政・安下・大森・新道具・水西・市ノ貝・高坂・岩屋
	瀨上 忠男	与戸374	85-1929	戸坂・白毫寺・与戸・乙河内
	高雄 武一	下竹田3051-3	86-0085	石原・森・表・寺内・才田・中村・樽井
尾松 善男	南905	85-1464	徳尾・大杉・南・喜多・岩戸	



農地の貸し借りは正式な手続きを!!

農地を貸したり、借りたりする場合は、農業経営基盤強化促進法による権利設定（利用権の設定）の手続きをしなければなりません。

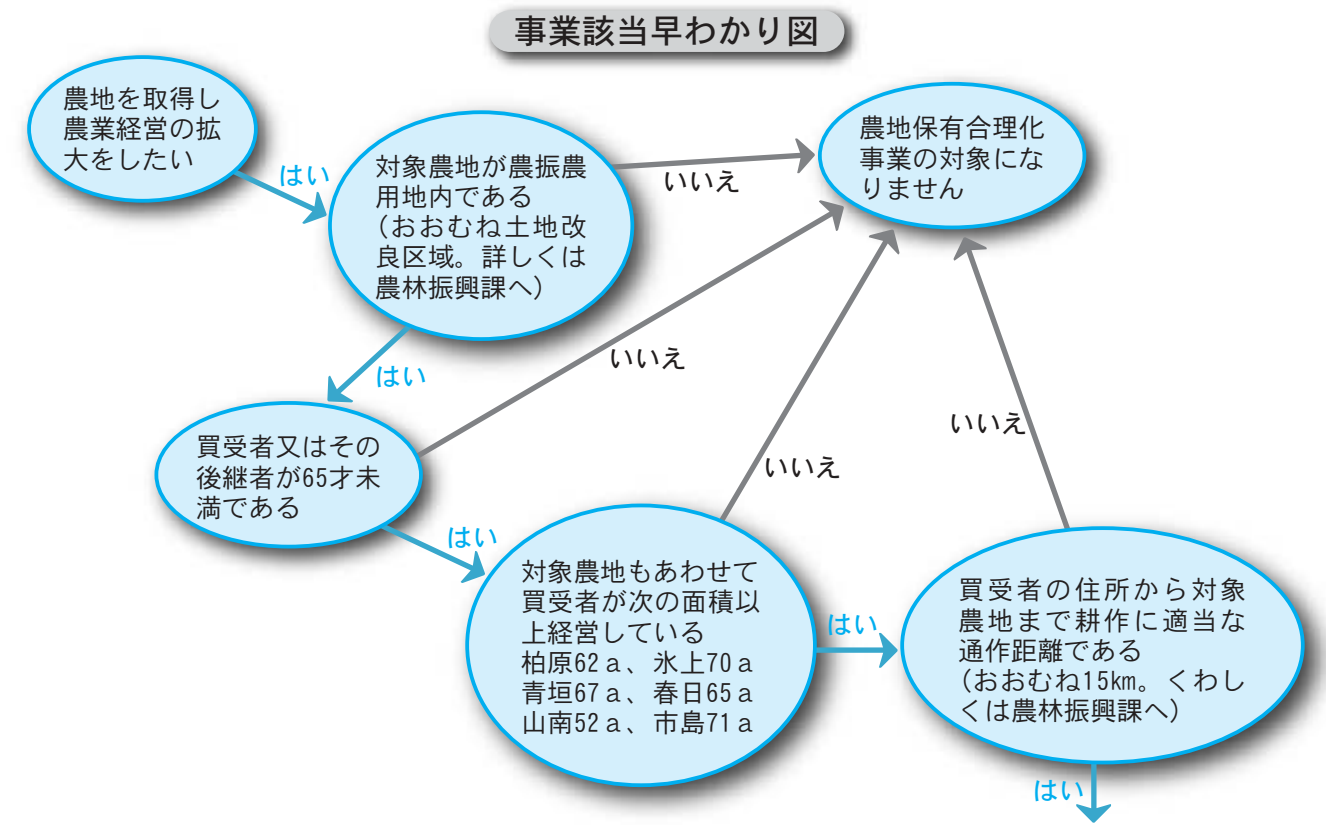
許可等を受けずに貸し借りをした場合は、効力がなく、借り手側も耕作者としての権利が主張できません。

現在、口約束で農地の貸し借りをされている方は、必ず正式な手続きをしましょう。

農業経営基盤強化促進法による『利用権設定』の手続き

- ア 農地法第3条の申請、許可はいりません。（提出書類についても簡略化されています）
- イ 約束の期限がくれば、離作料を支払うことなく貸借関係は終了し、貸し手は農地を確実に返してもらえぬ制度です。又、市役所より設定期間終期日を「貸し手」「借り手」双方に通知します。
- ウ 貸し借りの設定期間は、1年、3年、6年、10年とあります。（10年以上は、設定できません）
- エ 丹波市では、申し込み月を、1月、4月、7月、10月の年4回の取りまとめとし、農業委員会に意見を聞き、3月、6月、9月、12月の1日に公示します。
- オ 利用権設定は、使用貸借と賃貸借があります。賃貸借の小作料は、貸し手借り手の双方で決めて下さい。また、物納もできます。
- カ 丹波市の告示日以降に効力が発生します。
- キ 貸し手、借り手の相談、話し合いには地域の集落担当農業委員と農地情報活用委員が応じます。

○農地保有合理化事業（農地売買における所得税等・登記手続きの軽減）



※ 事業の適用は、産業経済部農林振興課等との協議によりますのでお問い合わせください。

事業の対象になると考えられます。
（売渡者の譲渡所得が800万円まで控除されます。登記手続きを代行してもらえます。）